

健全化判断比率等の公表について

平成 19 年 6 月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布されました。

この法律は、地方公共団体の地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表制度を設け、その比率に応じて財政の早期健全化や財政の再生などに必要な措置を行なうことにより、地方公共団体の財政の健全化を高めることを目的としています。

一般会計等における「健全化判断比率」（①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率）及び公営企業会計における「⑤資金不足比率」を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、公表することとなっています。

健全化判断比率のうち一つでも早期健全化基準を超えた場合は財政健全化計画を、財政再生基準を超えた場合は財政再生計画を、資金不足比率が経営健全化基準を超えた場合は経営健全化計画を策定する必要があります。

計画策定義務などを含めた全体の法律の施行は平成 21 年 4 月からですが、財政の健全性に関する比率の公表については、平成 20 年 4 月から施行されていますので、川棚町の平成 19 年度決算に基づく健全化判断比率をお知らせします。

健全化判断比率

19 年度決算	早期健全化基準	財政再生基準	説 明
①実質赤字比率 — (△3.07%)	15%	20%	一般会計等の実質赤字の標準財政規模に対する割合 $\frac{\Delta 106,967 \text{ 千円}}{3,483,161 \text{ 千円}} \times 100 = \Delta 3.07\%$ ◎一般会計等の黒字額 106,967 千円 ※黒字の場合負の数値で表示 ◎標準財政規模 3,483,161 千円
②連結実質赤字比率 — (△19.33%)	20%	40% ※経過措置 22年度まで 40% 23年度 35% 24年度以降 30%	全会計（企業会計含む）の実質赤字の標準財政規模に対する割合 $\frac{\Delta 673,366 \text{ 千円}}{3,483,161 \text{ 千円}} \times 100 = \Delta 19.33\%$ ◎全会計の黒字額 一般会計等 106,967 千円 国民健康保険事業特別会計 102,247 千円 老人保健事業特別会計 23,763 千円 介護保険事業特別会計 27,849 千円 簡易水道事業特別会計 614 千円 公共下水道事業特別会計 4,749 千円 水道事業会計 407,177 千円 ※黒字の場合負の数値で表示
③実質公債費比率 15.4%	25%	35%	一般会計等が負担する公債費の元利償還金等の標準財政規模に対する割合（3ヵ年平均） $\frac{499,030 \text{ 千円}}{2,828,876 \text{ 千円}} \times 100 = 17.6\%$ ・17年度 13.5% ・18年度 15.3% ◎公債費の元利償還均等—交付税措置額 499,030 千円 ◎標準財政規模—交付税措置額 2,828,876 千円
④将来負担比率 135.5%	350%		一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合 $\frac{3,835,888 \text{ 千円}}{2,828,876 \text{ 千円}} \times 100 = 135.5\%$ ◎将来負担額—（充当可能基金額＋充当可能特定歳入額＋交付税措置見込額） 3,835,888 千円 ◎標準財政規模—交付税措置見込額 2,828,876 千円

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率は、黒字のため「—」で表示しています。

資金不足比率

会計名	19年度決算	経営健全化基準	説明
簡易水道事業特別会計	— (△44.0%)	20%	資金不足額の事業の規模に対する割合 $\frac{\triangle 614 \text{ 千円}}{1,396 \text{ 千円}} \times 100 = \triangle 44.0\%$ ◎資金剰余額 614 千円 ※黒字の場合負の数値で表示 ◎事業の規模 1,396 千円
公共下水道事業特別会計	— (△4.4%)	20%	資金不足額の事業の規模に対する割合 $\frac{\triangle 4,749 \text{ 千円}}{108,779 \text{ 千円}} \times 100 = \triangle 4.4\%$ ◎資金剰余額 4,749 千円 ※黒字の場合負の数値で表示 ◎事業の規模 108,779 千円
水道事業会計	— (△126.3%)	20%	資金不足額の事業の規模に対する割合 $\frac{\triangle 407,177 \text{ 千円}}{322,341 \text{ 千円}} \times 100 = \triangle 126.3\%$ ◎資金剰余額 407,177 千円 ※黒字の場合負の数値で表示 ◎事業の規模 322,341 千円

※ 黒字のため「—」で表示しています。

川棚町の財政状況について

①実質赤字比率及び②連結実質赤字比率は、全会計とも実質収支が黒字であったため、基準値内となっています。

③実質公債費比率は、平成 17 年度 13.5%、平成 18 年度 15.3%、平成 19 年度 17.6%と悪化しつつあります。これは、尾山・前田団地建替事業、白石宮田公園整備事業、中学校耐震補強・大規模改造事業や公共下水道事業に係る公債費の元利償還がそれぞれの年度から始まり増加していることや、分母である標準財政規模の減少が要因です。平成 16 年度をピークに借入金を抑制していますが、三小学校耐震補強事業や公共下水道事業（西部地区）等により、ここ数年は 18%前後で推移するものと見込みまれ、早期健全化基準（25%）に達することはないと思われま。

④将来負担比率は、東彼地区保健福祉組合の公債費の負担見込額や職員の退職手当支給見込額等を加え 135.5%となっています。本町には病院事業や第三セクター等がないことから、早期健全化基準（350%）に達することはないと思われま。

⑤資金不足比率は、三会計とも資金不足が生じていないため、経営健全化基準内となっています。